

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

反訴原告ら 示現舎合同会社 外 2名

反訴被告 部落解放同盟 外248名

答 弁 書

2019年1月28日

東京地方裁判所 民事第13部合議B係 御中

反訴被告ら訴訟代理人弁護士

河 村 健 夫



同

山 本 志 都



同

指 宿 昭 一



同

中 井 雅 人



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 反訴原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は反訴原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否および反訴被告らの反論

- 1 「1 反訴請求の趣旨1の原因」について
 - (1) 「(1)」について
認める。

(2) 「(2)」について

不知。

反訴原告らは「示現舎は書籍の販売の機会を逸して、少なくとも 160 万円の損害を被った。」と主張するが、損害及び損害額の主張立証をしていない。したがって、損害賠償請求の要件を充足しないことは明らかである。

(3) 「(3)」について

争う。

反訴原告らは「仮処分命令が上訴手続において取り消された場合には、特段の事情がない限り、債権者に過失があったと推認するのが相当である」（最高裁判所昭和 43 年 12 月 24 日判決・民集 22 卷 13 号 3428 頁）などと最高裁判決を引用するが、極めて不正確な引用をし、誤った理解をしている。

同最高裁判決は、「仮処分命令が、その被保全権利が存在しないために当初から不当であるとして取り消された場合において、右命令を得てこれを執行した仮処分申請人が右の点について故意または過失のあったときは、右申請人は民法 709 条により、被申請人がその執行によって受けた損害を賠償すべき義務があるものというべく、一般に、仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され、あるいは本案訴訟において原告敗訴の判決が言い渡され、その判決が確定した場合には、他に特段の事情のないかぎり、右申請人において過失があつたものと推認するのが相当である。」（下線は反訴被告代理人）としている。

本件では、仮処分命令（横浜地方裁判所平成 28 年（ヨ）第 154 号仮処分命令申立事件）が、その被保全権利が存在しないために当初から不当であるとして取り消されていない（被保全権利の存在は当然認められている。）。したがって、反訴原告らが引用する最高裁判決を

前提にしても、反訴原告らが不法行為の要件をみたさないことは明らかである。

また、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件は上訴手続で取り消されることなく確定しており(2017年9月4日許可抗告棄却決定・同年11月10日特別抗告棄却決定)、「仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され」ていない。したがって、反訴原告らが不正確に引用した部分を前提にしたとしても、不法行為の要件をみたさないことは明らかである。

2 「2 反訴請求の趣旨2の原因」について

(1) 「(1)」について

認める。

(2) 「(2)」について

ア 第1段落について

反訴原告らは「反訴原告ら宮部龍彦は『全国部落調査』に掲載された部落に最初に住民登録をしているのであるから、正に部落出身者である。」と主張するが、論旨不明であり認否の限りでない。

イ 第2段落について

争う。

反訴原告らは「誰もが自分の出身地に興味を持ち、その由来や歴史を研究し、発表することは学問の自由、表現の自由として憲法で保証されているが、仮処分申立により反訴原告ら宮部龍彦は学問の自由、表現の自由を侵害された。」と主張するが、表現の自由や学問の自由も他の人権との調整のために内在的制約に服するのであり、反訴原告らの主張は失当である。

そもそも、上記反訴原告らの主張は仮処分決定に続く保全異議審等でも議論が尽くされており、反訴原告らの主張が一切受け入れら

れることなく許可抗告棄却決定・特別抗告棄却決定がされている。
この点においても反訴原告らの主張は失当である。

(3) 「(3)」について

反訴原告らは「反訴被告らは部落の地名を公表することは部落出身者の人格権を侵害する旨を主張するが、そうであれば、部落の地名は反訴原告宮部龍彦の人格に属するものである。自身の人格に属するものをどう扱うかは自由であって、自身の人格に属する事柄を研究し、発表する自由を侵害した仮処分申立は反訴原告宮部龍彦の人格権の侵害である。」と主張するが、不法行為の要件との関係で論旨不明というほかなく、認否の限りでない。

(4) 「(4)」について

反訴原告らは「いわゆる『一般地区』の出身者であれば自身の出身地について研究、発表することについて何ら制約はないはずである。例えば、いわゆる『平家の落人部落』の出身者が平家の落人伝説について研究し、全国の平家の落人部落の一覧を発表することには何の制約もないはずである。しかし、部落出身者が自身の出身地の興味を持ち、そこが部落と判明したので部落差別について研究し、全国の部落の一覧を発表した場合はそのことを禁止され、損害賠償を支払わなければならない旨の訴訟を提起されるのであれば、反訴原告ら宮部龍彦のみならず全国の部落出身者はいわゆる一般地区の出身者と同じように自身の出身地についての研究・発表はできないことになり、まさに部落差別である。仮処分命令は、反訴原告宮部龍彦の差別されない権利を侵害したものである。」不法行為の要件との関係で論旨不明というほかなく、認否の限りでない。

(5) 「(5)」について

反訴原告らは「反訴被告らによる違法な仮処分申立により反訴原告宮部龍彦は精神的損害を被った。」と主張するが、仮処分申立てをした

のが反訴被告ら全員でないことはおくとしても、そもそも、反訴原告らは「反訴被告らによる仮処分申立」が「違法」であることを何ら主張立証していない。前述のとおり、仮処分決定が最高裁で確定している以上、「反訴被告らによる仮処分申立」が「違法」になる余地はなく、反訴原告宮部龍彦は精神的損害が生じることはない。

(6) 「(6)」について

争う。

反訴原告らは「仮処分命令が上訴手続において取り消された場合には、特段の事情がない限り、債権者に過失があったと推認するのが相当である（最高裁判所昭和 43 年 12 月 24 日判決・民集 22 卷 13 号 3428 頁）から、あらかじめ反訴を提起するものである。」と主張するが、前記第 2 の 1 (3) で述べたとおり、反訴原告らが引用する最高裁判決を前提にしても、反訴原告らが不法行為の要件をみたさないことは明らかである。

3 「3 反訴請求の趣旨 3、4 の原因」について

(1) 「(1)」について

否認ないし争う。

反訴原告らは「反訴被告らは、本訴において、反訴原告ら三品純の違法行為によって損害を受けた旨を何ら証明しておらず。反訴原告ら三品純の違法行為自体が存在しないものである。」と主張するが、事実誤認である。反訴被告ら（本訴原告ら）は、2016年4月19日付訴状の第6〔33頁〕等で反訴原告三品純（本訴被告三品純）が損害賠償責任を負うことを主張立証した。これに対し、反訴原告ら（本訴被告ら）は、「被告三品は本件に係るいずれの行為にも関与していない」（被告準備書面(1)）と述べるのみで認否しておらず、自白したものとみなすべきである（民訴法159条1項本文）。

(2) 「(2)」について

否認ないし争う。

反訴原告らは「反訴被告らは、反訴原告ら三品純に何ら落ち度がな
いことは容易に知りうることで、反訴被告らによる反訴原告ら三品純
に対する本訴の訴えの提起は違法である。」と主張するが、上記のとおり
事実誤認に基づく主張であり、失当である。

むしろ、反訴原告ら（本訴被告ら）は、反訴被告ら（本訴原告ら）に
よる会社法に基づく主張について「被告三品は本件に係るいずれの行
為にも関与していない」（被告準備書面(1)）と応答するのみで実質的に
認否しておらず、自白したものとみなすべきである（民訴法159条
1項本文）。そうすると、反訴原告らは、本件反訴が法律的根拠を欠く
ことを知りながら反訴を提起しているといえる。

(3) 「(3)」について

反訴原告らは「本訴の訴えは、集団訴訟の様相を呈しており、本来
は行政機関や企業等を相手とすべき集団訴訟を、何の落ち度もない個
人に対して提起したことは訴権の濫用であり、違法性が高い。」と主張
するが、論旨不明であり、認否の限りでない。

(4) 「(4)」について

ア 第1文について

否認ないし争う。

反訴原告らは「反訴被告らの違法な訴えの提起により、被告三品
純は応訴のために、書類の作成、交通費等の負担、精神的損害を被っ
ている。」と主張するが、前述してきたとおり反訴被告ら（本訴原告
ら）の訴えは適法であり、かつ仮処分については最高裁で確定して
いる。

イ 第2文について

反訴原告「特に、反訴被告川口泰司は『部落解放同盟関係人物一
覧』に掲載されておらず、なおのこと当事者適格性に欠けることを

認識している上、本訴を理由に反訴原告ら三品純を集会から追い出し、フリーライターとしての業務を妨害した。」と主張するが、論旨不明である。いずれにせよ、反訴原告らは、不法行為の要件を一文字も主張していない。

第3 反訴被告らの主張

前述してきたとおり、反訴原告らは、①本件反訴が法律的根拠を欠くことを知りながらまたは容易に知りえたにも関わらず、あえて反訴提起したものであり、かつ、②仮処分決定が最高裁で確定していること、本訴における反訴原告らの認否反論の状況を考慮すると反訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる。

したがって、本件反訴は訴権の濫用であることが明らかであり、速やかに不適法として却下すべきである。

以上